

ほけんだより

令和7年 4月30日
練馬区立北町西小学校
校長 風見 由起夫
養護教諭 保坂 翔子

日に日に日差しが強くなり、気温も高くなってきました。体育や休み時間の運動後に汗ばむ児童も見られます。そのため、水筒や汗拭きタオルのご用意にご協力をよろしくお願いします。



5月の保健目標は、「早寝早起き」です！

新学期が始まり、1か月近く経ちました。新年度の新しい環境に慣れようと頑張ってきた子供たちも少し疲れが出やすくなる時期です。睡眠を十分とることで、心や体の疲れが解消されます。また、感染症などの病気に対する抵抗力が強くなります。引き続き早寝早起きを意識した生活リズムへのご協力をお願いします。

5月保健行事予定表

日にち	項目	学年	備考
1日(木)	腎臓病検診（尿検査） 1次追加回収日	該当児	対象の方は早朝第一尿を採尿し、ご提出ください。
21日(水)	心臓病検査	1年・ 該当児	体育着をお子さんに持たせてください。
19日(月)	腎臓病検診（尿検査） 2次回収日	該当児	対象の方は早朝第一尿を採尿し、ご提出ください。
23(金)	移動教室事前検診	6年	「健康カード」をお子さんに持たせてください。

学校医検診を欠席等で受診できなかった場合は、「受診のおすすめ」の用紙をお渡しします。記載してあります校医の診療所にご連絡の上、保護者の方が同伴し、受診をお願いします。また、検診の結果、治療を必要とする場合や経過を診る必要がある場合に、「結果のお知らせ」で通知します。通知のない場合は、「異常なし」ということになりますので、ご承知置きください。

学校管理下でのけがについて

学校管理下で、お子さんがけがをした場合、保健室で応急手当を行います。医療機関への受診が必要であると判断した場合は、ご家庭へ連絡します。その際は、お迎えと受診をお願いします。また保健室は、当日の学校でのけがを処置する場所です。翌日以降も絆創膏や湿布が必要な場合は、ご家庭で処置をしてから登校させてください。

災害給付制度について

学校管理下のけが等で、お子さんが医療機関へ受診した場合、日本スポーツ振興センターから保護者の方に対して給付金（災害共済給付）を支払う制度があります。

<以下の場合には給付の対象となりません>

- ・保険診療での支払い額が、1, 500円（請求点数500点）未満である場合。
- ・第三者の加害行為による災害で、その加害者から損害賠償を受けた場合。
- ・他の法令の規定による給付等を受けられる場合。

※学校管理下の事故・けが等で医療機関を受診された場合は、申請に必要な書類をお渡ししますので、担任または、養護教諭 保坂までご連絡ください。よろしくお願いします。



学校感染症について

学校感染症に罹患した児童は出席停止の扱いになります。医師の診断を受けた場合は、学校までご連絡ください。なお、医師による登校許可の診断が出され、登校を再開する際は保護者の方が記入した「登校届」を学校へ提出していただく必要があります。「登校届」は、学校に用紙を取りにいらっしゃるか、本校ホームページからダウンロードし、ご家庭でプリントアウトしてご使用ください。よろしくお願いします。

学童期にかかりやすい主な学校感染症

- ・インフルエンザ ・新型コロナウイルス感染症 ・流行性耳下腺炎（おたふく）
- ・水痘（みずぼうそう） ・咽頭結膜熱（プール熱） ・流行性角結膜炎
- ・急性出血性結膜炎 ・感染性胃腸炎（ノロウイルスやロタウイルス等）
- ・溶連菌感染症 ・伝染性紅班（りんご病） ・マイコプラズマ感染症
- ・手足口病 ・ヘルパンギーナ など

※上記以外の感染症についても、出席停止の扱いになることがありますので、ご不明な場合は養護教諭 保坂までお問い合わせください。